

議案第13号

入間市水道事業給水条例及び入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

水道法の改正に伴い、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市水道事業給水条例及び入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

(入間市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 入間市水道事業給水条例(平成10年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第33条第2項及び第36条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第2条 入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成24年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。